

伊方原発3号機の運転差止め裁判の不当判決に抗議する

3月7日、大分地裁(武智舞子裁判長)は、伊方原発3号機の運転差止めを求める住民の訴えを棄却する不当判決を言渡しました。

この訴訟において住民の皆さんは、四国電力が伊予灘沖において三次元地下構造調査を実施していないことを最大の問題であるとして、裁判所の厳正な判断を求めてきましたが、判決は、この問題が福島原発事故を受けて原発の安全性を判断するうえで最大の争点であることを理解しようとせず、新規制基準の解釈においても、伊方原発の敷地周辺における三次元地下構造調査の必要性に関しても、四国電力の主張を鵜呑みにしたものであり、司法に課せられた使命を放棄したものです。

また、大分地裁は、火山の争点について、運用期間中における巨大噴火の可能性が社会通念上容認できる水準以下であるなどという判断を行い、原告らの主張を排斥しました。いったい、社会が巨大噴火による原発事故を容認しているなどという証拠がどこにあるのでしょうか。

私たち福井県のお隣で起こった能登半島地震は、改めて地震をはじめとする自然災害の発生時期や規模を予測することの困難性を明らかにしました。我が国を代表する地震学者である石橋克彦さんは、若狭湾における原発事故の危険性を阪神・淡路大震災から鋭く警告し続けてきました。この判決は、こうした貴重な教訓に背を向けるものであり、断じて容認することはできません。

私たち福井からも、直ちに控訴した、住民の皆さんのたたかいを応援していきます。

2024年3月9日

「第13回 3・11 さよなら原発福井県集会 2022 in つるが」参加者一同